

Zoom ライセンスサービス (期間利用権)

サービス利用ガイド

第 9. 0 版

改版履歴

版数	改版内容	日付
1.0	初版リリース	2017年12月28日
2.0	基本ライセンス及びシステム登録料の追記 途中追加ライセンス追加に伴う追記 エンタープライズライセンスの仕様変更に伴う追記 動作要件を更新 秘密情報の取り扱いについて追加	2018年8月1日
2.1	誤記修正	2019年4月16日
3.0	サービス仕様変更に伴う修正 ・ サービスメニューの修正 ・ 別紙1. Zoom ライセンス種別の修正 ・ 10.サポートデスクについて 問合せテンプレート記載例の修正 ・ 誤記修正	2019年6月1日
3.1	エデュケーションライセンスの追加	2020年5月15日
4.0	ライセンス Ver 修正、アドオンライセンス-追加録画ライセンス、容量超過 についての修正、秘密情報の取扱いについての修正	2020年7月13日
5.0	・ サービス利用開始日について追記 ・ エデュケーションサイトライセンスについて追記 ・ エデュケーションライセンス適用条件について追加 ・ クラウドレコーディングオプション従量課金について追加 ・ ウェビナー100を削除 ・ 一部のみライセンスを更新しない場合のライセンス解除実施について追加 ・ 動作環境 推奨ブラウザ IE11を削除 Edgeを追記 ・ Zoom Rooms 制御用PC ブラウザ情報削除 ・ 別紙1追加	2021年10月1日
5.1	サービス約款 7条1項 一部修正	2021年11月5日
5.2	はじめに 商標に関する事項を追記 クラウドレコーディングオプション従量課金について修正	2021年12月27日
5.3	・ 契約期間途中で追加注文に関する一部表記を修正 ・ 利用期限通知のタイミングを変更	2022年1月13日
5.4	クラウド録画容量拡張ライセンス従量課金の内容について修正	2022年4月11日
6.0	・ Zoom 基本ライセンスに Zoon One 表記を追加 ・ クラウド録画ストレージ容量拡張に伴い更新 ・ クラウド録画拡張容量変更（オプションメニュー） ・ オプションライセンス種別追加（ワークスペース予約、翻訳版字幕）	2022年11月07日

6.1	Zoom エンタープライズライセンス表記名修正 (7)動作環境 最新情報へ更新	2023年3月14日
7.0	<ul style="list-style-type: none">・ Zoom One から Zoom Workplace への名称変更に伴う修正・ Zoom Communications, Inc.へ表記修正（略称を ZM 社に変更）・ サポートデスクの個人情報の海外移転に関して追記・ 動作環境記載項目をベンダーサポートページへのリンクのみに変更・ エデュケーションライセンスとエンタープライズネームドホストライセンスの新規契約停止の旨追記・ 追加されたライセンスプランの追記・ 役割と管理機能の項目の更新	2025年3月24日
8.0	<ul style="list-style-type: none">・ ライセンス名称変更:Zoom Sessions → Zoom Webinar Plus・ クラウド録画の標準仕様容量変更・ ZM 社 (Zoom Service Status)URL 変更・ ベーシックユーザー登録数の上限に関する仕様変更予定の注釈追記・ ソフトウェア四半期ライフサイクル ポリシーについて追記	2025年10月1日
9.0	<ul style="list-style-type: none">・ (12)サポートデスクについて：電話一次受付（当社所定のシステム）に関する記述を追記	2026年3月25日

目次

1.	はじめに	3
2.	Zoom ライセンスサービス（期間利用権）について	4
3.	Zoom ライセンスサービス（期間利用権） サービス契約約款	13
4.	Zoom ライセンスサービス（期間利用権） サービス定義書	287
別紙 1.	Zoom サービス利用開始日	45

サービス用語の定義

用語	定義
ビデオ会議	遠隔地と PC、タブレット端末、スマートフォンなどデバイスを利用してコミュニケーションを行うツール
Zoom クラウドミーティングサービス	Zoom Communications, Inc.が提供するビデオ会議サービス（オプション含む）総称
Zoom ミーティング	Zoom クラウドミーティングサービスを利用して行うビデオ会議

1. はじめに

本書は NEC ネットエスアイ株式会社が提供する Zoom ライセンスサービス（期間利用権）にて提供されるサービス内容、サービス条件、およびサービスの開始に必要な申込手順等を記載しておりますので、必ずお読みいただきますようお願い申し上げます。

【重要】 Zoom ライセンスサービス（期間利用権）のご購入について

ご購入の際には必ず事前にお客様へ「Zoom ライセンスサービス（期間利用権）」 サービス契約約款」の内容をご確認をお願いします。NEC ネットエスアイ株式会社にて購入申込受付が完了した時点で「Zoom ライセンスサービス（期間利用権） サービス契約約款」の内容に同意したものとみなされます。

本書の変更について

本書は本サービス提供に合理的に必要と判断した範囲において、サービス定義書をお客様の承諾を得ることなく、随時変更することができるものとします。但し、当該変更が大幅なサービス内容の変更であると弊社にて判断した場合に限り、お客様に対し、予告を実施いたします。

本書の複製、使用及び第三者へ開示について

本文書に含まれる情報は、弊社に属するものです。本文書に含まれる情報の全部又は一部を無断で複製、使用及び第三者へ開示することはご遠慮ください。

商標に関して

- ・ Zoom および Zoom 名称を含むサービスは Zoom Communications, Inc.が提供するサービスです。
- ・ 記載されている会社名および製品名は、各社の商標または登録商標です。
- ・ Zoom ロゴは、米国 Zoom Communications, Inc.の登録商標です。

2. Zoom ライセンスサービス（期間利用権）について

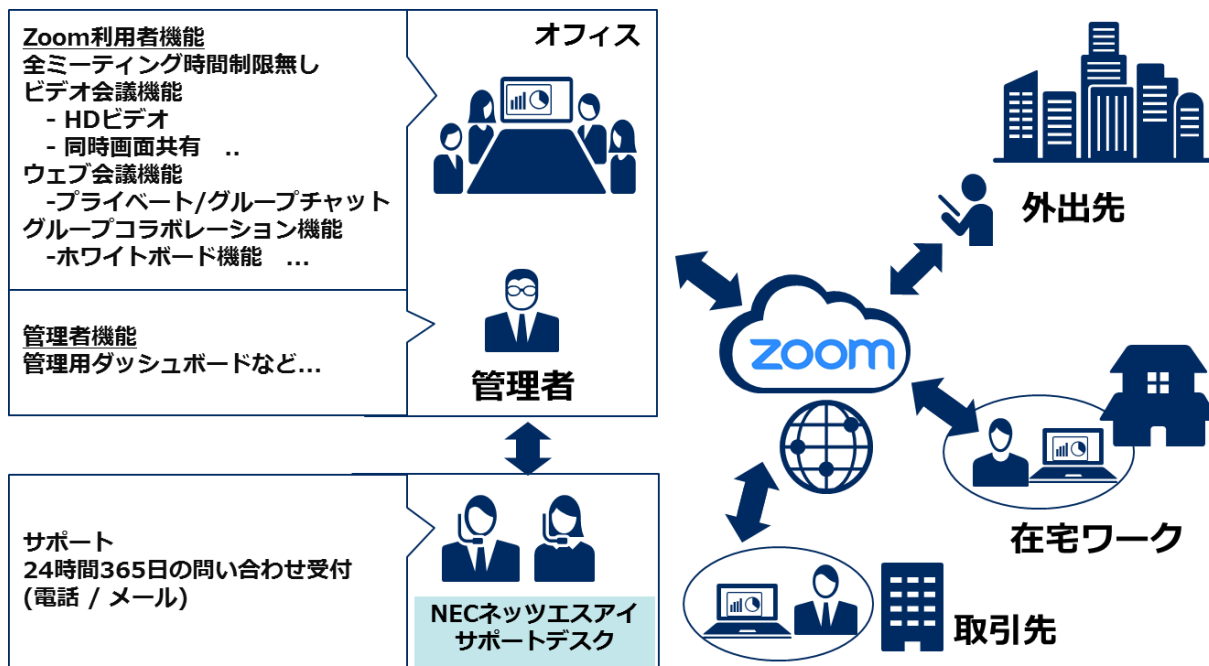
2. Zoom ライセンスサービス（期間利用権）について

(1) Zoom ライセンスサービス(期間利用権)とは

Zoom ライセンスサービス（期間利用権）（以下「本サービス」）とは、NEC ネットズエスアイ株式会社（以下、当社）が Zoom Communications, Inc.（以下、ZM 社）の Zoom クラウドミーティングサービス（<https://zoom.us/>）を一定期間の利用権としてパッケージ化し、提供するサービスです。

本サービスでは Zoom クラウドミーティングサービスを利用するために必要な基本ライセンスが発行され、ライセンスを持つユーザーにてビデオ会議の主催および付帯する機能を一定期間、利用が可能となります。また、オプションメニューの利用によりライセンス数の追加やビデオ会議を管理する機能がアドオンされます

サービス利用イメージ



(2) Zoom ライセンスサービス（期間利用権）の提供メニュー

基本ライセンスをパッケージ化した基本メニューと、ライセンス数の追加やビデオ会議を管理する機能を追加するオプションメニューを提供します。

本サービスで提供するサービスメニューは以下の通りです。

イニシャルメニュー

基本サービス

- 初回システム登録

ライセンスサービス

※ライセンスの説明については、(13) Zoom ライセンス種別について、を参照ください。

※ライセンスサービス販売可否、サービス料金については、弊社営業担当へお問い合わせ願います。

● イニシャルメニュー

- ・基本サービス

- ・初回システム登録

初回のシステム登録（オーナー登録）を弊社にて実施いたします。

オーナー様以外のユーザー登録はお客様対応となります。

初回お申し込みでは本メニューのご契約が必須となります。

※登録情報は弊社 別途指定の所定フォーマットにてデータでのご提出が必要となります。

※システム登録内容については Zoom ライセンスサービス申込書兼注文書を参照ください。

お引き渡し後のユーザーメンテナンス作業（削除/登録/権限変更）はお客様管理者様の作業となります。

● ライセンスサービス

- ・基本サービス

- ご契約時に選択いただいた Zoom ライセンスとサポートデスクを提供いたします。
- Zoom ライセンスの種類詳細については (13) Zoom ライセンス種別について、を参照ください。
- サポート内容については(11) サポートデスクについて、をご参照ください。

※本サービスでは基本サービスのご契約が必須となります。オプションライセンスのみのご契約はできません。

- ・オプションライセンスサービス

ライセンスの説明については (13) Zoom ライセンス種別について、を参照ください。

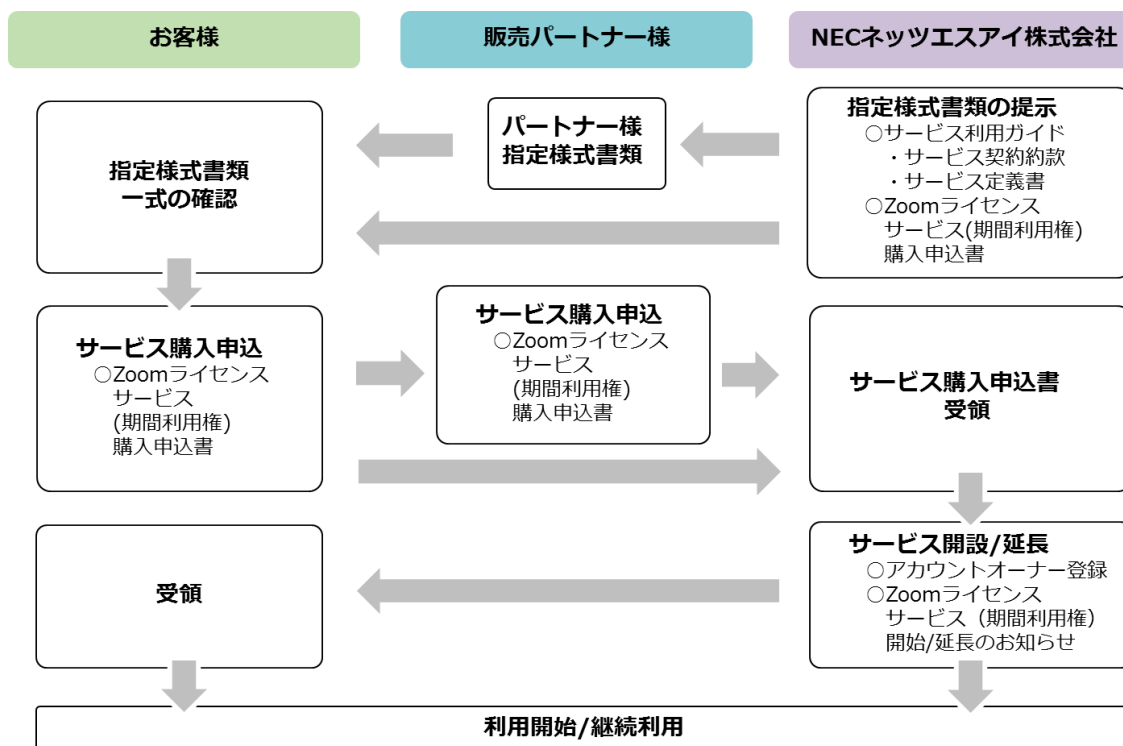
(1) ライセンスサービスの構成

本サービスは以下内容で構成されます。各ライセンスの詳細は（13）Zoom ライセンス種別について、をご参照ください。

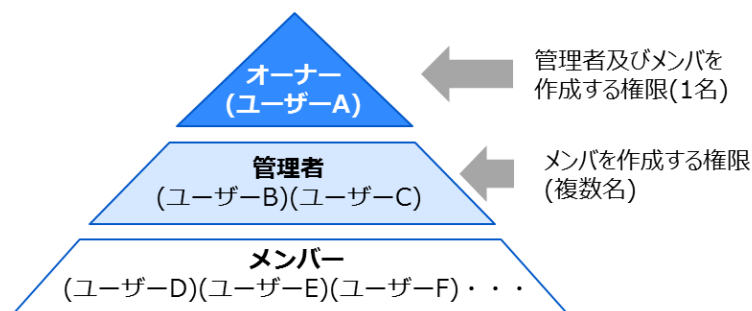
サービスメニュー	
システム初期登録	
基本サービス	<p>基本ライセンス</p> <p>利用者数に応じて選択できる基本ライセンスです。初期購入時、「基本ライセンス」のいずれかについては必須手配となります。契約期間中に追加する場合は、各ライセンスの購入可能上限数を越えない範囲、超える場合はライセンス種別の変更となり、現契約の残契約月数のライセンスの手配となります。契約期間の継続更新時は、対応する「基本ライセンス」及び「オプションライセンスサービス」の継続利用のみの手配となります。</p> <p>各ライセンスの詳細は（13）Zoom ライセンス種別について、を参照ください。</p>
オプションライセンスサービス	<p>基本メニューの仕様をより柔軟かつ高機能に拡張できます。必要本数に応じて追加手配となります。</p> <p>各ライセンスの詳細は（13）Zoom ライセンス種別について、を参照ください。</p>
お問い合わせサポート	サポートデスク

(2) ご購入申し込み・継続利用お手続きの流れ

本サービスを利用するには事前に「Zoom ライセンスサービス（期間利用権） サービス契約約款」に同意いただき、ご購入申込の際、「Zoom ライセンスサービス（期間利用権） 購入申込書」に必要事項をご記入いただき、当社までご提出をお願いします。



※「Zoom ライセンスサービス（期間利用権） 購入申込書」にアカウントオーナー（責任者）のID(メールアドレス)を記載頂きます。本サービスの利用に必要な専用の管理 Web サイトの URL および責任者 ID に付与された初期パスワードについてはアカウント作成時に ZM 社から発信されるアクティベーションメールに記載されており、アカウントオーナーのメールアドレス宛に交付されるものとします。（初期パスワードは必ずお客様にて変更をお願いします。）サービス開始後のメンテナンス作業（メンバー登録/削除/権限・設定変更など）は専用 Web サイトよりアカウントオーナー自身またはアカウントオーナーが登録したお客様の管理者による作業となります。



サービスの提供期間について

各メニューについては、本サービス利用開始における初期購入時に手配必要なサービスメニューと、各メニューに対応した追加利用及び継続利用のサービスメニューがあります。

① 新規購入時の提供期間

本サービスで提供する「基本ライセンス Zoom Workplace プロ1ライセンス（新規）」、「基本ライセンス Zoom Workplace ビジネス10ライセンス（新規）」、「基本ライセンス Zoom Workplace for エデュケーションシリーズ（新規）」および「基本ライセンス Zoom Workplace エンタープライズシリーズ（新規）」については、「システム初期登録」に準じて当社にてサービス開設実施いたします。

「Zoom ライセンスサービス（期間利用権）」 サービス契約約款に同意いただき、「Zoom ライセンスサービス（期間利用権）購入申込書」に必要事項を記入いただき、当社へご提出をお願いします。必須記載事項が全て記載されている事を当社にて確認後、受領および注文確定としてサービス開設を実施いたします。なお、サービスのご提供開始までに必要な手配日程については各販売店から提示される手配日程をご確認願います。

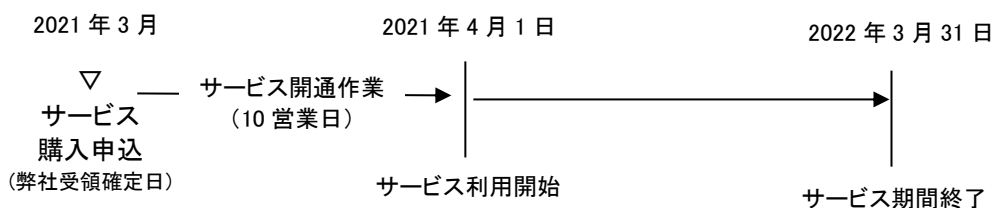
メニュー毎のサービス利用開始日については「Zoom ライセンスサービス サービス開始のお知らせ」に記載された日より利用可能です。

ユーザー登録および追加などのメンテナンス作業（削除/登録/権限変更）はお客様管理者様作業となります。

利用期間はサービス利用開始月の月初（※）からカウントし、メニュー毎に定められた利用期間の最終日で終了となります。

※別紙1 サービス利用開始日参照

例) 2021年3月に12か月(1年間)の購入申込を実施した場合

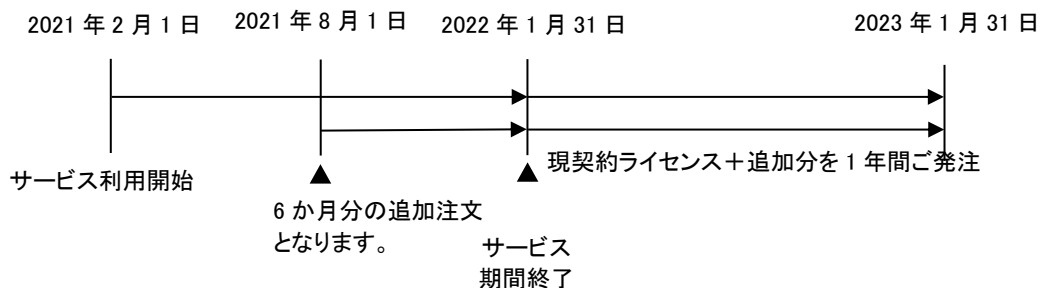


② 契約期間途中での追加注文

各メニューへ契約途中でライセンスを追加する場合、現在契約頂いているサービスの終了期間に合わせ、現在の契約が終了する月までのご注文をして頂く事で、追加が可能です。追加分の初回契約期間は元契約の契約完了日までの期間（月割り）となります。

残りのご契約期間が60日を切った場合は、次年度以降の継続のライセンスも同時にご購入いただくことが必要です。

例) 現契約が2022年1月末に利用期間が終了するサービスに6か月後に追加利用し、翌年も継続利用する場合。



※ご注意

各メニューへ契約途中でライセンスを追加する場合、現在お使いのライセンスが、購入可能な基本ライセンスの最大合計数を超えての追加購入はできません。

ご契約中のライセンスが Zoom Workplace ビジネスライセンスの場合は、Zoom Workplace エンタープライズシリーズへアップグレードしてご購入いただくことが可能です。

例) 現契約が2021年1月末で利用期間が終了する Zoom Workplace ビジネス 49 ライセンスを利用して、6か月後に更に10ライセンス追加利用する場合。

=> Zoom Workplace ビジネスライセンスの購入可能な基本ライセンスとの最大合計数は49までですので、10ライセンスを追加される月より Zoom Workplace エンタープライズシリーズ59ライセンスへの切り替えとなります。(既存 Zoom Workplace ビジネス 49 ライセンスもこの時点で全て Zoom Workplace エンタープライズシリーズへ切り替えとなります。)

ご契約中のライセンスが Zoom Workplace プロライセンスの場合は、ご契約の更新時に Zoom Workplace ビジネスライセンス以上へアップグレードしてご購入いただくことが可能です。

③ 提供期間の延長（継続利用）

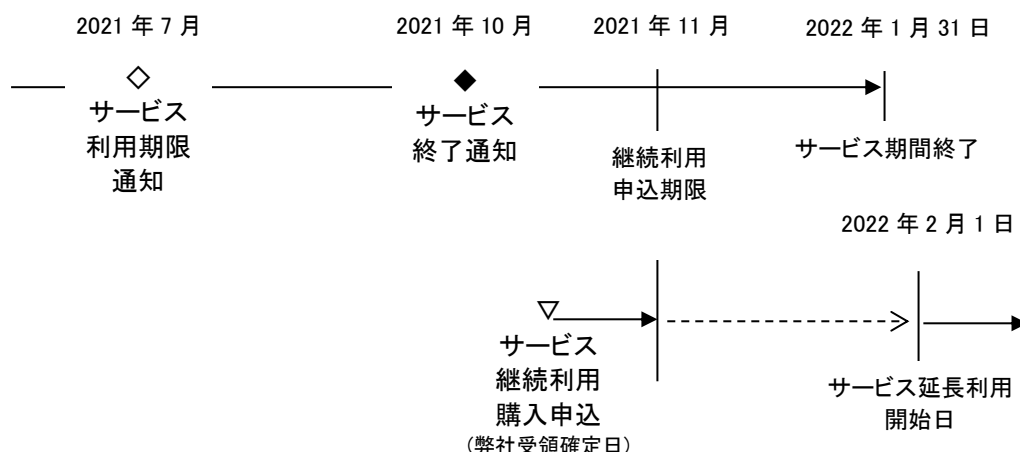
各メニューの利用期間は、契約終了前に同一の継続利用メニューを購入いただくことで、その期間分の延長が可能になります。

契約終了の60日以上前までにご購入いただく事が必要ですので、計画的な準備を行っ

てください。

- ・メニュー毎の利用期限はアカウントオーナー宛に契約終了予定月の5か月前および4か月前にご購入されたメニュー単位で通知されます。（今後通知のタイミングが変更される場合がございます）
- ・継続利用のサービスメニューは契約終了予定月の6か月前から60日以上前までの間でご購入可能です。「Zoom ライセンスサービス（期間利用権）購入申込書」に必要事項を記入いただき、当社へご提出をお願いします。必須記載事項が全て記載されている事を当社にて確認後、受領および注文確定としてサービス延長手続きを実施いたします。
- ・手配日程については各販売店から提示される手配日程をご確認願います。
- ・延長手続きが完了するとアカウントオーナー宛に「【Zoom ライセンスサービス】サービス延長のお知らせ」を通知します。
- ・新しい利用期間は、継続利用のサービスメニューの購入日付に関わらず、対象の契約終了予定日の翌日からカウントし、メニュー毎に定められた期間の最終日までとなります。

例) 2022年1月末に利用期間が終了するサービスを継続利用する場合



(3) 注意事項

Zoom ライセンスサービス（期間利用権）は以下の制限があります。

- お客様のご都合によるサービスの途中解約には対応できません。
- ご契約の継続時に一部のみライセンス延長を実施しない（ライセンス減）場合、現契約のご契約終了日までに必ず、お客様にて管理 Web サイトから利用者情報（ライセンスの割り当て）の解除を実施してください。お客様にて利用者情報（有償ライセンスの割り当て）の解除が実施できなかった場合、ライセンス更新費用請求の発生またはランダムにベーシックライセンスへ切り替えられるケースがございます。
- 更新の際にライセンス追加と一部解約が混合する場合、解約処理の完了次第追加ライセンスが有効となります。追加分のサービス開始時間は確定できません。サービスの終了時刻も確定できません。
- Zoom Workplace ビジネスライセンス/Zoom Workplace エンタープライズシリーズ/Zoom Workplace エデュケーションシリーズ/Zoom エンタープライズ/Zoom エデュケーションライセンスから Zoom Workplace プロライセンスへのダウングレードは不可となります。新規にて Zoom Workplace プロライセンスをご購入いただきます。

3. Zoom ライセンスサービス（期間利用権） サービス契約約款

Zoom ライセンスサービス（期間利用権） サービス契約約款

第1章 約款に関する総則

第1条（約款の適用）

本約款（以下「本約款」といいます）は、付随するZoomライセンスサービス（期間利用権）サービス定義書（以下「本サービス定義書」といいます）とともにNECネットエスアイ株式会社（以下「当社」といいます）が「Zoomライセンスサービス（期間利用権）」（以下「パッケージ製品」といいます）を購入し、当社と第5条に定める利用契約を締結した者に対して提供する「Zoomクラウドミーティングサービス（以下「本サービス」といいます）」の利用に關し適用されます。

第2条（用語の定義）

本約款における用語の意味は、以下の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「電気通信回線」とは、電気通信設備たる回線をいいます。
- (2) 「利用契約」とは本約款に基づき締結される、当社から本サービスの提供を受けるための契約をいいます。
- (3) 「契約者」とは、パッケージ製品を購入し、当社と利用契約を締結している者をいいます。
- (4) 「サービスプロバイダ」とは、Zoom Communications, Inc.をいいます。
- (5) 「プロバイダサービス」とは、本サービスのうちサービスプロバイダが提供するクラウドミーティングサービスをいいます。
- (6) 「本サービス用システム」とは、プロバイダサービスを提供するためにサービスプロバイダが自己の判断により設置する設備をいいます。
- (7) 「Zoomライセンス」とは、プロバイダサービスを利用するにあたり、当社がサブスクリプション方式にて提供するライセンスをいいます。
- (8) 「契約者設備」とは、本サービスを利用するために、契約者が設置するタブレット、パーソナルコンピュータ、ディスプレイ、カメラ、マイク、スピーカーおよびこれらに類似する機器（当該機器に搭載されるソフトウェアを含みます）をいいます。
- (9) 「接続サービス」とは、契約者が本サービスを利用するにあたって、契約者が電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）（以下「事業法」といいます）にて定める電気通信事業者から提供を受けるインターネットプロトコルによる、電気通信サービスその他の接続手段をいいます。
- (10) 「利用者等」とは、本サービスを利用する者として契約者が指定する、従業員、または第三者をいいます。
- (11) 「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63年12月30日法律第108号）の規定に基づき課税される消費税および地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）の規定に基づき課税される地方消費税の合計に相当する額をいいます。

第3条（サービス定義書）

本サービスの具体的な種類、内容、提供条件その他必要な条件は、本約款に定めるものを除き、サービス定義書において定めるものとします。

2. 当社がプロバイダサービスの提供にあたり、本約款およびサービス定義書で規定するほかには、サービスプロバイダが運営するWebサイト（<https://explore.zoom.us/ja/eula-terms-of-service/>）で公開する最新の「Zoomリセラー顧客向けサービス規約」（以下、「プロバイダサービス規約」といいます）の定めが適用されます。なお、本約款、サービス定義書、プロバイダサービス規約、第5条に定める利用契約の定めが適用されず、別段の定めがない場合、以下の優先順位とします。

- ・ 第一優先： 利用契約(本約款を含みます)
- ・ 第二優先： サービス定義書
- ・ 第三優先： プロバイダサービス規約

第4条（約款およびサービス定義書の変更）

当社は本サービス提供に合理的に必要と判断した範囲において、本約款およびサービス定義書を、随時変更することができるものとします。但し、当該変更が大幅なサービス内容の変更であると当社が判断した場合に限り、契約者に対し、当社が定めた方法にて予告するものとします。

2. 当社は、本約款およびサービス定義書を変更したときには、最新の約款およびサービス定義書を当社の売掛先に提出することをもって効力が生じるものとし、最新の約款およびサービス定義書が利用契約に適用されるものとします。

第5条（利用契約の成立）

契約者は、パッケージ製品を購入し、当社と利用契約を締結することにより、本サービスの提供を受けることができます。契約者は、当社所定「Zoomライセンスサービス(期間利用権)購入申込書」（利用者の登録申請を含みます）の提出をもって、本約款およびサービス定義書の内容に同意したものとみなします。

2. 当社は、前項に基づく登録申請があった場合、当社所定の必要事項を電子メールで契約者に通知（以下「利用通知」という）するものとします。当社と契約者との間の利用契約は当社がかかる利用通知を契約者に発信したときに成立するものとします。

第6条（利用者等の登録）

当社は、必要に応じて、契約者に対し、本サービスの利用に必要なWebサイトのURL及び責任者ID（メールアドレス）に付与された初期パスワードを交付するものとします。

2. 契約者は、本サービス用システム、本サービスの利用に係る端末その他の機器およびソフトウェアの操作・使用等について、当社所定の手順、ルール等を遵守し、ID（メールアドレス）、パスワード等の秘密保持手段を厳格に管理し、これらの誤動作、不正アクセス、不正利用等の防止に努めなければならないものとします。

3. 契約者は、自己の費用にて、ID等の管理および使用の責任を負うものとし、ID等を第三者に使用させ、または貸与、譲渡等のいかなる処分をしてはならないものとします。
4. 契約者は、ID等の管理不十分、使用上の過誤、および第三者の不正使用等による損害の責任を負うものとし、当社はその責任を負わないものとします。
5. 契約者は、ID等を紛失し、または盗まれたとき、およびそれが原因で第三者に本サービスの不正使用、または本サービス用システムへ不正アクセスされていることを知ったときには、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示ある場合は、これに従うものとします。

第7条（本サービスの利用開始）

契約者は第5条に基づく利用契約の成立後、本サービスを実際に利用するための各種登録および設定を本サービスの利用に必要なZoom Webサイトにおいて行うものとします。

2. 契約者は、第5条に定める本サービス提供開始の利用通知を当社から受領後、利用通知に記載されたサービス開始日から当該本サービスを利用できます。
3. 本サービスの利用期間は、前項に定めるサービス開始日が属する月の指定日(※)を起算日とし、第5条に定める登録申請において登録したパッケージ製品に設定された期間の末日までとします。(※別紙1参照)
4. 契約者は、本サービスの利用にあたり、当社に対する連絡窓口部門または担当者を選任し、選任時および変更の都度、当該部門または担当者の連絡先を当社所定の方法により当社に対して通知するものとします。通知を怠ったことで契約者が不利益を被った場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

第8条（本サービスの利用期間の延長）

契約者は、本サービスの利用期間の延長を希望する場合は、現在ご契約中の基本ライセンスと同等もしくは上位のパッケージ製品を、初期購入パッケージに係る本サービスの利用期間の満了日の6か月前から60日以上前までの間に購入し、当該本サービスの利用期間の延長に係る登録申請を行うものとします。

2. 本サービスの利用期間の延長に係る前項に基づく登録申請を当社が受領した場合、当該本サービスの利用期間は、初期購入パッケージに係る本サービスの利用期間の満了日の翌日を起算日として、当該延長に係る登録申請において登録した継続利用パッケージ製品に設定された最終日まで延長されます。
3. 前2項の定めは、以降、契約者が本サービスの利用期間の延長を希望する都度同様とし、その場合「初期購入パッケージ製品」を「延長前における有効なパッケージ製品」と読み替えるものとします。

第2章 サービスの基本条件

第9条（本サービス）

本サービスの構成及びその詳細はサービス定義書に定めるものとします。

第10条（本サービスの責任）

当社は、本サービスの提供にあたり契約者の利用目的の適合性、有用性等について一切保証するものではなく、また契約者の諸問題の解決を保証するものではないものとします。

2. 当社は、本サービスの提供にあたり、本サービス用システムに保存されているデータの消失、廃棄改変等については、一切保証しないものとします。

第11条（本サービスの提供時間）

契約者が本サービスの提供を受けることができる時間は、本サービス定義書において別段の定めがあるものを除き、1日24時間かつ1週7日とします。ただし、第13条乃至第19条によりサービスの提供を受けることができない時間があります。

第12条（サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、日本国内を原則とし、契約者の事務所等が日本国外にある場合は、自己の費用と責任において、日本国内外から電気通信回線等を介して、本サービス用システムに接続できる場合に限り、利用することができるものとし、それ以外の場合は、本サービスを利用することができないものとします。

2. 契約者が前項に基づき日本国外から本サービスを利用する場合、当該利用にあたり、日本国外から本サービス用システムに対して、情報またはデータ（コンピュータプログラム、プログラムモジュールを含みます）の送信または格納をすることについて、当該情報およびデータの輸出入管理の責任は、契約者にあることを了解し、これに関して適用されるすべての輸出規制（日本国の外国為替および外国貿易法、米国再輸出規制、当該送信元または格納元の国の輸出規制を含みますが、これに限らないものとする）を遵守するものとします。

第13条（契約者設備および接続サービス）

契約者は、自己の費用と責任において、本サービスに必要なパーソナルコンピュータ、ディスプレイ、カメラ、マイク、スピーカー、タブレット、スマートフォン等の契約者設備すべてを準備し、かつ、事業法において定める電気通信事業者が提供するインターネットプロトコルによる接続サービスに加入するものとします。

2. 契約者は、自己の費用と責任において、前項にて準備した契約者設備および接続サービスを、正常に稼働するよう維持管理するものとします。なお、前項にて準備した契約者設備および接続サービスに不具合がある場合、本サービスを利用できないことをあらかじめ承諾するものとします。

3. 本サービスに接続される契約者設備または接続サービスに起因して本サービスが利用できない場合および、契約者設備または接続サービス自身の不具合等については、当社は一切責任を負わないものとします。

第14条（本サービス提供中止）

当社は、次の各号の場合には、本サービスの全部または一部の実施を一時中止することができる。この場合、契約者は本サービスが利用できなくなることにつき、合意するものとします。

- (1) 本サービスの保守上または工事中、やむを得ないとき
 - (2) その他契約者の責に帰すべき事由、本サービス用システム、契約者設備の不具合や、本サービス用システムを通じて行われる第三者の行為（サイバーアタック等を指すが、これに限らない）により、当社の業務に著しい支障をきたすとき、またはその虞のあるとき
2. 当社は、前項の規定により、本サービスの全部または一部の実施を一時中止する場合には、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ないと当社が判断する場合、当社は、事後速やかにその旨を契約者に通知するものとします。

第15条（本サービスの提供停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に対する本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。

- (1) Zoomライセンスサービス（期間利用権）購入申込書に、虚偽の事項を記載した場合
 - (2) 本約款に違反したとき
 - (3) 裁判所その他公的機関からの要請または法令に基づき、本サービスの提供を停止するとき
 - (4) 契約者の責に帰すべき事由により、契約者設備または契約者が加入する接続サービスを通じて行われる契約者または第三者の行為（いわゆる迷惑メール送信の踏み台行為やD o S攻撃等を指すが、これに限られません。以下、本条において同じ。）により、当社の本サービス提供に著しい支障を及ぼすとき、またはその虞のある行為がなされたとき
 - (5) 火災、停電、天災等の不可抗力により、本サービスが提供できないとき
 - (6) 前各号のほか、運用上、あるいは技術上、当社が本サービスの中断が必要であるか、または不測の事態により当社が本サービスの提供が困難と判断したとき
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供停止を行う場合は、あらかじめその理由および本サービスの提供停止を行う日を、契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ないと当社が判断するときは、この限りではないものとします。
 3. 当社は、第1項により、契約者または第三者が被ったいかなる不利益、損害について、理由を問わず、一切責任を負わないものとします。

第16条（本サービス用システムの修理または復旧）

契約者は、本サービスを利用することができない場合、契約者設備、接続サービスに故障のないことを確認のうえ、利用できない旨を当社に通知するものとします。

2. 当社は、本サービス用システムに障害または損傷が生じたことにより、本サービスの提供ができなくなったことが判明した場合、第14条に基づき本サービスの全部または一部の実施を一時中止することができます。

第17条（事故対応）

契約者および当社は、天災地変、第三者による侵害行為その他本サービスの提供と利用に支障をきたすおそれがある事故が発生した場合には、当該事故の事由によらず、速やかに相手方に通知し、事故後の対策につき協議するよう努めるものとします。

第18条（通信利用の制限）

当社は、事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を中止する措置を取ることができるものとします。

第19条（通信の切断）

契約者は、電気通信事業者による気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条第2項の規定による警報事項の通知により、通信を切断されることがあることを了承するものとします。

第20条（禁止事項）

本約款に別段の定めがある場合を除き、契約者は、本サービスを利用するにあたり、自らの内部事業目的によってのみ利用し、再販売をおこなわないものとします。また、契約者は、プロバイダサービス規約および次の各号に規定する事項（以下、総称して「禁止事項」といいます）を行わないと共に、これらに関する疑義等を生じさせず、かつ当社による本サービスの提供に支障の生じることのないようにするものとします。

- (1) 有害なコンピュータプログラム等を、送信または書き込む行為
- (2) 第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- (3) 第三者を誹謗もしくは中傷し、または名誉を傷つけるような行為
- (4) 第三者の財産、またはプライバシーを侵害する行為
- (5) 事実に反する情報、または意味のない情報を書き込む行為
- (6) 公序良俗に反する内容の情報、文章および図形等を、他人に公開する行為
- (7) その他法令に違反する行為
- (8) サービス定義書に定める義務等に違反する行為
- (9) 前各号のいずれかに該当するおそれがあると、当社が判断する行為
- (10) その他本サービスの提供を妨げると、当社が判断する行為

2. 当社は、禁止事項の情報の全部または一部について、契約者に通知することにより、本サービスの全部または一部の実施を停止する権利を留保するものとします。
3. 契約者が本サービスの提供を受けるにあたり、契約者は、前二項のほか、次の各号を遵守するものとします。
 - (1) 利用者等に対しても、契約者の責任において、前二項の規定を遵守させること
 - (2) 利用者等の利用に係る費用および料金、ならびにその他の債務についても、当社に対し責任を負うこと
4. 契約者は、本サービスに関して契約者が使用する情報（データおよびコンテンツ）について、バックアップが必要と判断する場合は、自らの責任でバックアップを取得し、保存するものとします。
5. 本サービスに関連して、第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起される等の紛争が生じた場合、契約者は、自らの費用と責任において、当該紛争の解決にあたるものとし、かつ当社を一切免責します。万一当該紛争に関連して、当社に損害が発生した場合、契約者は、これを賠償する責任を負う。ただし、当該紛争が当社の故意・重過失により生じた場合には、この限りではありません。

第21条（トラブル等の処理）

契約者および当社は、本サービスを利用できない等、本サービスに関し、何らかのトラブルが発生したことを知ったときは、すみやかにその旨を相手方に通知し、当該トラブルに対する処置につき協議し、トラブルの解決に協力してあたるものとします。

2. 前項に基づくトラブルが、本サービスを提供する本サービス用システムに起因して生じた場合、または本サービス用システムと第三者との間での何らかのトラブルに起因して生じた場合には、当社の費用と責任において、当該トラブルを解決するものとします。
3. 第1項に基づくトラブルが、本サービス用システムに起因しない場合、または本サービス用システムに起因しない第三者との間で何らかのトラブルが生じた場合には、契約者は、自己の費用と責任において、当該トラブルを解決するものとします。
4. 契約者は、第1項に基づく何らかのトラブルが発生したときは、当社に通知する前に、契約者設備および接続サービスに不具合のないことを確認するものとします。

第3章 一般条項

第22条（設置場所への立入り）

当社が本サービスを履行するために、本約款に記載する契約者設備の設置場所等、本サービス利用に係る場所に立ち入る必要があるときは、当社は、立ち入る旨を事前に契約者に連絡し、許可を得るものとします。

第23条（資料の取扱い）

契約者および当社は、本約款の履行に関連して、相手方から提供または提出される資料（以下、「本資料」といいます）がある場合、これを次の各号に定める条件に従い、使用するものとしします。

- (1) 本約款に規定する目的以外に使用しないこと
 - (2) 複製または改変する場合は、あらかじめ相手方の書面による同意を得ること
 - (3) 第三者に開示および漏洩しないこと
 - (4) 前各号のほか、本資料に係る著作権その他の権利が提供する者に単独で帰属することを承認すること
2. 契約者は、本サービスの提供のために、本資料の提供を当社から要請された場合には、無償で本資料を提供するものとしします。
3. 契約者から提供を受けた本資料の不足、内容の誤りまたは契約者による本資料の提供の遅延により、本サービスを提供できなかった場合、または契約者が損害を被った場合には、当社は、損害賠償の責を免れるものとしします。

第24条（権利義務の譲渡禁止）

契約者は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本約款により生じる権利もしくは義務の全部または一部を、第三者に譲渡しまたは引受けさせてはならないものとしします。

第25条（再委託）

当社は、契約者の承諾を得ることなく、本約款に基づき提供する本サービスの全部または一部のサービスを、当社の費用と責任において、第三者に再委託できるものとしします。この場合、当社は当該再委託先に対して、第27条（秘密保持）および第28条（個人情報の取り扱い）と同等の秘密保持義務を負わせるものとしします。

第26条（知的財産権の取扱い）

本サービスに関する産業財産権、著作権等、知的財産権（著作権法第27条および第28条の権利を含み、以下「知的財産権」といいます）は、第三者が従前から保有していた権利を除き、当社またはサービスプロバイダに帰属するものとしします。

2. 本サービスの提供の過程で行われた発明、創作等によって生じた知的財産権（ノウハウを含みます）については、その発明、創作等が契約者または当社のいずれかの単独で行われたときは、当該知的財産権はそれを行った当事者に帰属し、共同で行われたときは契約者および当社に共有（別途当社及び契約者間で寄与分に応じた持分比率を定める。）で帰属するものとしします。
3. 契約者および当社は、本サービスに関し相手方から提供を受けたプログラム、マニュアルその他の資料について、それらに関する知的財産権を尊重し、本約款の目的外に利用しないものとしします。

第27条（秘密保持）

本約款において秘密情報とは、本約款の有効期間中、本約款に関連して契約者および当社が相手方から開示を受ける技術上または営業上の情報であって次の各号の一に該当するものならびに提供資料をいいます。

- (1) 秘密である旨が明示された技術資料、図面、その他開示される情報
 - (2) 秘密である旨を告知したうえで口頭にて開示される情報であって、かかる口頭の開示後30日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面により開示されたもの。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、本約款における秘密情報として取扱わないものとします。
- (1) 開示の時点で既に公知であった情報、または既に被開示者が保有していた情報。
 - (2) 開示後、被開示者の責によらず、公知となった情報。
 - (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報。
 - (4) 秘密情報を利用することなく被開示者が独自に開発した情報。
 - (5) 開示者が秘密保持義務を課することなく第三者に開示した開示者の情報。
3. 契約者および当社は、本約款の有効期間中のみならず利用契約終了後3年間、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、相手方の秘密情報をいかなる第三者に対しても開示または漏洩しないものとします。
4. 契約者および当社は、本条に定める秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって相手方の秘密情報を管理するものとします。
5. 契約者および当社は、相手方の秘密情報を、当該相手方の秘密情報を知る必要のある自己の役員および従業員のみを開示することができるものとし、当該役員および従業員に対して本条に定める秘密保持義務を遵守させるものとします。
6. 契約者および当社は、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、相手方の秘密情報を本約款の履行以外の目的で一切使用してはならないものとします。
7. 本条に定めた規定にかかわらず、契約者および当社は、政府機関、裁判所等から法令に基づき秘密情報の開示を要求された場合、相手方に対し、法律上認められる範囲内で相手方の秘密情報をこれらの者に開示することを事前に通知し、秘密情報開示の差止命令または秘密情報の公開防止に必要な手続きをとる機会を与えたうえで、これらの者に対して当該秘密情報を開示することができるものとします。この場合、当該秘密情報の開示者は、開示先に対し当該秘密情報の秘密性に即した取り扱いがなされるよう要請するものとします。

第28条（個人情報の取り扱い）

契約者および当社は、本約款に関連して知り得た相手方およびその取引先が保有する個人に関する情報であって、当該個人の識別が可能な情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別することができることとなる情報を含みます。また、秘密の情報であるか否かを問いません。以下、「個人情報」といいます）を 善良な管理者の注意をもって管理し、相手方の書面による承諾を得ることなく、本サービス提供以外のために利用し、または第三者に利用させもしくは開示、漏洩してはならないものとします。

2. 契約者および当社は、個人情報を再委託先に提供しようとする場合は、相手方の書面による承諾を得るものとし、本条に定める自己の義務と同等の義務を当該再委託先に課すものとし、
3. 契約者および当社は、相手方の書面による承諾を得ることなく、個人情報を複製してはならないものとし、
4. 契約者および当社は、個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等の防止その他個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならないものとし、
5. 契約者および当社は、本条項に違反して個人情報が本サービス提供以外に利用され、または第三者に開示、漏洩されたことが判明したときは、ただちに相手方に報告するとともに、当該個人情報の回収等の善後策を速やかに講じるものとし、
6. 契約者および当社は、作成した個人情報の複製物を廃棄するときは、書類については裁断または焼却の方法により、電磁的記録についてはデータ消去または媒体の破壊の方法により、これを行うものとし、
7. 前条に定める秘密情報に該当する個人情報については、本約款の秘密情報に係わる定めに加え、本条の定めをあわせて適用するものとし、

第29条（登録情報の取り扱い）

第27条第3項の規定にかかわらず、当社は、第5条に基づき登録した利用者の登録申請に係る情報を、パッケージ製品を契約者に販売した販売店（以下、「販売パートナー」といいます）に対して提供することができるものとし、この場合、当社は当該販売パートナーに対して第27条（秘密保持）および第28条（個人情報の取り扱い）と同等の義務を課すものとし、その利用は販売パートナーによる契約者への新たな製品、サービスの提案目的に限るものとし、

第30条（不可抗力）

天災地変、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議、交通機関の事故、その他当社の責に帰することのできない事由に起因する本約款の履行遅滞または不能について、当社は何らの責をも負担しないものとし、

第31条（契約の解除）

当社は、契約者が次の各号の一に該当したときは、何らの通知、催告を要せず、ただちに利用契約の全部または一部を解除できるものとし、当該解除により当社に損害が発生した場合、当社は、次の各号に該当する契約者に対し、損害を請求することができるものとし、

- (1) 本約款の条項の一に違反し、相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、その期間内に当該違反行為が是正されないとき
- (2) 販売パートナーへのパッケージ製品の購入金額の支払いを遅延し、販売パートナーから当社へ本サービスに係る料金が支払われないとき
- (3) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または民事再生、会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申立てられ、または自ら民事再生、会社更生手続の開始もしくは破産の申立

をしたとき、または自ら任意整理、清算手続に入ったとき

- (4) 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき
- (5) 監督官庁より営業の停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき
- (6) 資本の減少、営業の全部または重要な一部の休・廃止をなし、もしくは会社が合併によらない解散の決議をしたとき
- (7) 前各号のほかその財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるときもしくは利用契約の継続が著しく困難となる事由が生じたとき

2. 当社は、サービスプロバイダが日本国でのプロバイダサービスの提供を止めたとき、またはサービスプロバイダが自国で倒産手続きをしたときは、利用契約を解除するものとします。

第32条（反社会的勢力との取引排除）

当社は、契約者が次の各号のいずれかにでも該当したときは、何らの通知、催告も要せず、直ちに利用契約を解除できるものとします。

- (1) 自己および自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）であるとき、または反社会的勢力であったとき
- (2) アメリカ合衆国の移民国籍法のセクション219において国外テロリスト組織として指定されている組織に対して、物質的な支援または資源を提供したとき（かつ、物質的支援または資源の性質、場所、出所または所有権を隠匿または偽装したとき）
- (3) 自己および自己の役員が、反社会的勢力を利用したとき
- (4) 自己および自己の役員が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供給するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与したとき
- (5) 自己および自己の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (6) 自己が、自らまたは第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用い相手方の名誉や信用を毀損し、または、相手方の業務を妨害したとき

2. 当社は、前項各号を確認することを目的として相手方が行う調査に協力するものとします。

3. 当社は、第1項に該当し、またはそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとします。

4. 第1項による解除は、契約者および当社が被った損害につき第1項に該当する当事者に対し損害賠償請求をすることを妨げないものとします。また、当該解除により第1項に該当する当事者に損害が生じても、当社はこれを一切賠償しないものとします。

第33条（損害賠償）

本サービスを利用して契約者が提供または送信する情報は、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証もおこなわないものとします。当社は、本サービス利用の結果に関し何らの保証をおこなうものではなく、また本サービスが契約者の業

務または事業活動において一定の目的を達成することを保証するものではありません。

2. 当社は、理由の如何にかかわらず契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、本約款に基づき損害を賠償する場合、本約款の履行に係る、通常かつ現実に生じた直接損害に限り賠償責任を負うものとし、特別な事情による損害、間接損害および逸失利益による損害を除くものとします。なお、当該損害賠償額の範囲は、損害発生の原因となったパッケージ製品の購入金額(年額相当)の1/12に相当する額を限度とするものとします。

第34条（免責事項）

当社は、本サービスを「現状のまま」で提供し、当社およびサービスプロバイダが明示的または暗示的なあらゆる種類の保証（市場性の保証、特定用途への適合性、非侵害を含みますがこれらに限定されません）をすべて明白に放棄することを、契約者は理解して同意するものとします。

2. 当社は、本サービス用システムの保守、交換、改善その他の変更もしくは故障その他の障害または第三者の故意もしくは過失による契約者の情報の利用不能、送信遅延、誤送、消失、改竄および漏洩ならびにこれにより発生した損害を含め、契約者が本サービスの利用に関して被った損害について、原因の如何にかかわらず、損害賠償その他一切の責を負わないものとします。
3. 当社は、前項に加え、サービス定義書に定める免責事項について、損害賠償その他一切の責を負わないものとします。
4. 契約者による本サービスの利用またはこの利用に関連または関係する契約者の何らかの行為を原因として第三者から当社に対し何らかの要求、訴訟その他の請求（以下、「当該紛争等」といいます）が提起された場合、契約者は、自らの費用と責任において当該紛争等の解決にあたり、かつ当社を免責するものとします。万一、当該紛争等に関連して当社に損害が発生した場合、契約者は、これを賠償する責任を負うものとします。
5. 当社は、本サービス用システムに格納した契約者の情報（以下、「契約者の情報」といいます）の保管、保存およびバックアップ等に関して責任を負わないものとします。
6. 当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害ならびに第三者に与えた損害およびこれに係る賠償責任について、本約款で定める以外、いずれの場合においてもその請求原因の如何を問わず、何ら責任を負わないものとします。
7. 天災、事変その他不可抗力により当社が本サービスの実施をできなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。
8. 当社は、本サービスの保守、運用上または技術上必要とした場合、必要最低限の範囲で契約者の情報について監視、履歴情報等の取得、保存、分析、調査その他の必要な行為をおこなうことができるものとし、契約者はあらかじめこれを承諾するものとします。ただし、本項は、当社の監視義務および管理責任を定めたものではないものとします。
9. 当社は、本サービス用システムの故障等により契約者の情報が消失したため発生した損害、または第三者の故意または過失による契約者の情報の改竄や消失に起因する損害、その他、契約者

が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他法律上の責任の種類を問わず賠償の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大な過失により契約者が被った損害についてはこの限りではありません。

10. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます）について、その完全性、正確性、有効性または適法性に関する保証を含め、何らの保証もしないものとします。当該情報のうち当社以外の第三者による提供に係るものに起因して生じた損害等についても、当社は、何らの責任も負わないものとします。
11. 当社は、本サービス用システム等へのすべての不正とみなされる侵入、その他の不正とみなされる行為を防止することを保証する責任を負わないものとする。
12. 本サービスを利用するための初期設定作業等の遅延により、登録申請に記載された本サービス開始希望日までに本サービスを提供できない場合であっても、当社は当該遅延に対して何らの責任も負わないものとします。
13. 当社は、誤作動や誤操作など、起こりうる各種障害に対して人命の安全に配慮した動作へ移行することが必要な環境や業務での利用を目的とした用途により発生しうる事象について、一切の責を負わないものとします。
14. 当社の免責事項は、本サービスに係る免責、無保証および損害賠償責任の制限につき、本約款で定めるものの他、プロバイダサービス規約に定めるとおりとします。

第35条（契約終了後の措置）

契約者および当社は、利用契約が期間満了または解除もしくは解約において終了した場合であっても、本約款の第26条（知的財産権の取扱い）、第27条（秘密保持）、第28条（個人情報取り扱い）、第33条（損害賠償）、本条および第36条（管轄裁判所）の規定は、利用契約終了後も有効に存続するものとします。

2. 当社は、理由の如何を問わず、利用契約が終了し、契約者が第8条に定める延長を希望しなかった場合、契約者の承諾を得ることなく、本サービス用システムに記録されているデータ、情報等を消去できるものとします。

第36条（管轄裁判所）

契約者及び当社間における本約款および利用契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第37条（協議事項）

本約款に定めのない事項または本約款の解釈に疑義を生じた事項については、その都度契約者及び当社が協議の上、処理解決するものとします。

附則

この約款は、2021年7月1日から施行します。

4. Zoom ライセンスサービス(期間利用権) サービス定義書

4. Zoom ライセンスサービス（期間利用権） サービス定義書

本サービス定義書は Zoom ライセンスサービス（期間利用権） サービス契約約款（以下、「本約款」といいます）の附帯文書として、契約者に提供する本サービスの内容を定めるものです。

(1) ライセンスサービスの構成

本サービスは以下内容で構成されます。各ライセンスの詳細は（13） Zoom ライセンス種別について、をご参照ください。

サービスメニュー			
システム初期登録			
基本サービス	<table border="1"><tr><td>基本ライセンス</td><td>利用者数に応じて選択できる基本ライセンスです。初期購入時、「基本ライセンス」のいずれかについては必須手配となります。契約期間中に追加する場合は、各ライセンスの購入可能上限数を越えない範囲、超える場合はライセンス種別の変更となり、現契約の残契約月数のライセンスの手配となります。契約期間の継続更新時は、対応する「基本ライセンス」及び「オプションライセンスサービス」の継続利用のみの手配となります。 各ライセンスの詳細は（13） Zoom ライセンス種別について、を参照ください。</td></tr></table>	基本ライセンス	利用者数に応じて選択できる基本ライセンスです。初期購入時、「基本ライセンス」のいずれかについては必須手配となります。契約期間中に追加する場合は、各ライセンスの購入可能上限数を越えない範囲、超える場合はライセンス種別の変更となり、現契約の残契約月数のライセンスの手配となります。契約期間の継続更新時は、対応する「基本ライセンス」及び「オプションライセンスサービス」の継続利用のみの手配となります。 各ライセンスの詳細は（13） Zoom ライセンス種別について、を参照ください。
基本ライセンス	利用者数に応じて選択できる基本ライセンスです。初期購入時、「基本ライセンス」のいずれかについては必須手配となります。契約期間中に追加する場合は、各ライセンスの購入可能上限数を越えない範囲、超える場合はライセンス種別の変更となり、現契約の残契約月数のライセンスの手配となります。契約期間の継続更新時は、対応する「基本ライセンス」及び「オプションライセンスサービス」の継続利用のみの手配となります。 各ライセンスの詳細は（13） Zoom ライセンス種別について、を参照ください。		
オプションライセンスサービス	基本メニューの仕様をより柔軟かつ高機能に拡張できます。必要本数に応じて追加手配となります。 各ライセンスの詳細は（13） Zoom ライセンス種別について、を参照ください。		
お問い合わせサポート	サポートデスク		

（２） お問い合わせサポートについて

本サービスの利用に関する問い合わせ窓口を提供します。

サポート内容については[(12)サポートデスクについて]をご参照ください。

サポート内容	動作の不具合及び使用方法に関する内容	
サポート対象外の内容	周辺機器との切り分け対応	
問合せ	手段	メールまたは電話
	受付時間	24 時間、365 日
	回答時間	当社営業時間（9:00～17:00）
その他留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺機器との切り分け対応はサポート対象外となります。 ・ 回答はベストエフォートとなり、回答見込み時間のお約束はできません。 ・ 事前にご登録いただいたお客様からの問い合わせに限ります。 ・ オーナーメールアドレスがご利用出来なくなった場合のオーナー変更のご依頼については、依頼元の確認が必要な為、サポートデスクでは直接お受けできません。 NEC ネットズエスアイ 担当営業者へご連絡ください。 また担当営業者へご連絡の際には、新オーナーのメールアドレスを送信者とした、現オーナー（メールアドレス）から新オーナー（メールアドレス）への変更を依頼する旨を記載した、ご依頼メールを合わせてご提出ください。 	

（３） 利用方法

契約者は「Zoom ライセンスサービス サービス開始のお知らせ」を受領することで、各サービスを利用できます。サービス開始後は専用Webサイトよりアカウントオーナー自身またはアカウントオーナーが登録したお客様の管理者によるメンテナンス作業（メンバー登録/削除/権限・設定変更など）が必要となります。

（４） 申込者登録

本約款の第5条に定める利用者の登録のために、当社は所定の様式「Zoom ライセンスサービス（期間利用権）購入申込書」の受領により利用者の登録申請を行います。当社は契約者に対し、アカウント管理の責任者（アカウントオーナー）権限を付与し、専用の管理 Web サイトの URL、および初期パスワードを「Zoom ライセンスサービス サービス開始のお知らせ」にて発行します。

（５） 中途解約と返金の考え方

契約者都合による中途解約には対応できません。また、残存月数の利用料の返金はありません。

（６） 契約期間の延長

本サービスの契約期間は、残存月数が6か月未満から60日以上前までの間に、同一の継続利用メニューを追加購入し、「Zoom ライセンスサービス（期間利用権）購入申込書」にて登録申請いただくことで、利用環境を維持したまま延長できます。延長登録後の新利用期間は元の契約期間終了月の翌月を初月として、購入した製品の契約期間となります。

（７） 解約

本サービスの契約期間の残存月数60日以上前までに同一継続利用メニューの追加購入が無い場合は契約終了となります。

なお、解約後に再度ご契約いただいた場合、新規お申込扱いとなりますが解約前のアカウント番号をご利用いただく事が可能です。（アカウントのリンク解除またはアカウントが削除されている場合は不可）

（８） 動作環境

各種サービスにおける動作環境は以下の通りです。

- ・ Zoom ミーティング 利用推奨環境・動作仕様

本サービスを安定してご利用頂くためには、以下の推奨環境及び動作仕様を満たす必要があります。

ZM 社にて随時更新するため、以下 URL の ZM 社の公開情報をご参照ください。

<対応 OS、ブラウザの最新情報>

ZM 社 System Requirements for Windows, macOS, and Linux

https://support.zoom.com/hc/en/article?id=zm_kb&sysparm_article=KB0060748

<対応モバイルデバイス OS の最新情報>

ZM 社 System Requirements for iOS, iPadOS, and Android

https://support.zoom.com/hc/en/article?id=zm_kb&sysparm_article=KB0061734

- ・ Zoom Rooms 利用推奨環境・動作仕様

ZM 社にて随時更新するため、以下 URL の ZM 社公開情報をご参照ください。

<対応デバイスの最新情報>

Zoom Rooms system requirements

https://support.zoom.com/hc/en/article?id=zm_kb&sysparm_article=KB0060469

Zoom Rooms for Touch system requirements

https://support.zoom.com/hc/en/article?id=zm_kb&sysparm_article=KB0059364

Zoom Rooms Controller system requirements

(https://support.zoom.com/hc/en/article?id=zm_kb&sysparm_article=KB0059373)

- ・サポート対象ソフトウェア

ZM 社にて公開を行っているソフトウェアで、サポート可能なソフトウェアは下記 URL を参照ください。

<ソフトウェアの最新情報>

ZM 社 ダウンロードセンター

(<https://zoom.us/download>)

● Zoomクラウドミーティングで使用する通信ポート

本サービスを安定してご利用頂くためには、以下の通信要件を満たす必要があります。

ZM 社にて随時更新するため、以下 URL の ZM 社公開情報をご参照ください。

<最新の通信ポート/通信先グローバルアドレス情報>

ZM 社 Network Firewall or Proxy Server Settings for Zoom

(https://support.zoom.com/hc/en/article?id=zm_kb&sysparm_article=KB0060548)

ZoomRooms のファイアウォール情報

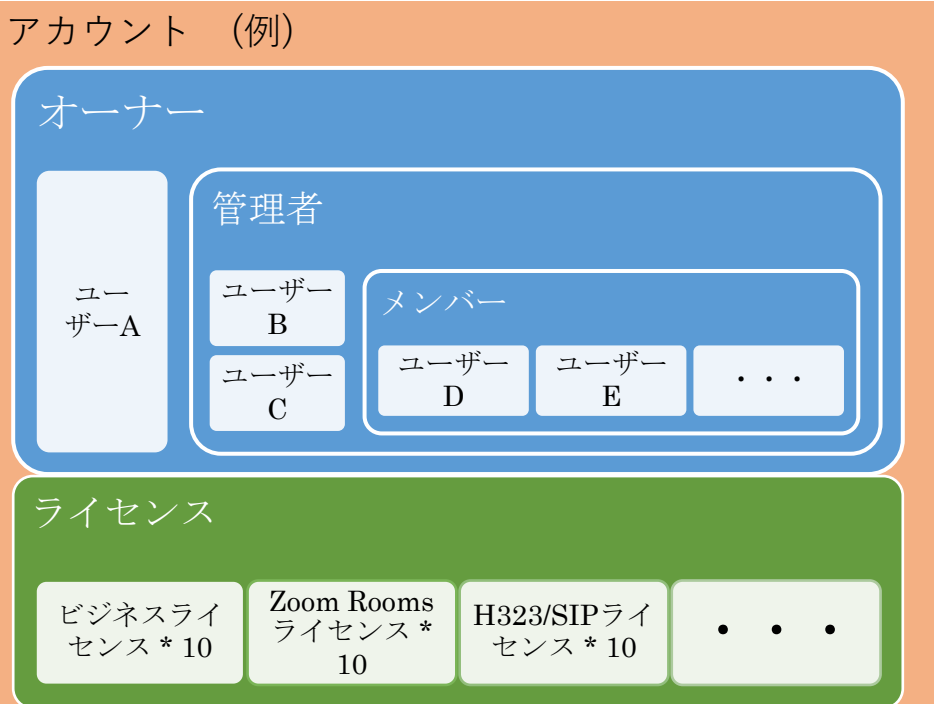
(https://support.zoom.com/hc/en/article?id=zm_kb&sysparm_article=KB0065712)

（9）お客様の役割について

基本サービス（初回システム登録）ご購入の場合、弊社にてオーナー登録後、お客様にて本サービス利用開始までの作業と、利用開始後の運用管理を実施頂きます。

用語説明

アカウント ライセンスの契約とともに付与される管理権限です。
購入したライセンス、登録ユーザーはオーナー、管理者の下で管理されます。



役割 アカウントの設定・管理を行える権限です。各ユーザーには必ず1つの役割が設定されます。所定の役割としてオーナー、管理者、メンバーがあります。

上記3つの役割のほか、特定の機能に関する権限だけを付与したい等、必要に応じて4つ目以降の役割を自由に作成することも可能です。

各役割の持つ権限については下記をご参照ください。

オーナー アカウントの所有者であり、アカウントに対するすべての権限を持ちます。アカウント内の**1人のみオーナー**となることができ、管理者やメンバーの役割の変更などを行います。

管理者 アカウントの設定変更に対する広範囲な権限を持ちます。1人以上のユーザーに割り当てることができます。アカウント設定の変更やオプションライセンス(別途有償機能)の管理を行います。

メンバー 一般ユーザーとしてミーティング開催の権限のみを有し、アカウントの設定変更に対する権限を持たない役割です。1人以上のユーザーに割り当てることができます。

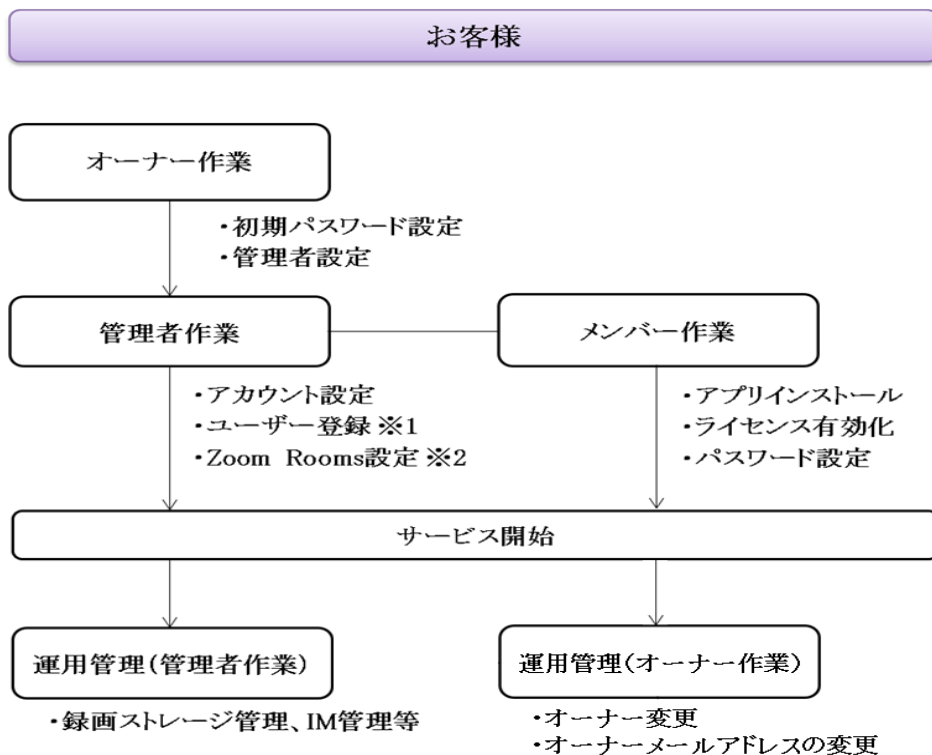
※ユーザーはメールアドレスと1対1で紐付きます。

役割の管理の詳細については、以下をご参照ください。

https://support.zoom.com/hc/en/article?id=zm_kb&sysparm_article=KB0064983

●お客様運用作業の流れ

お客様にて実施頂く運用作業は以下のフローとなります。



※1 ユーザー登録は、お客様にて実施願います。

※2 オプションライセンスの Zoom Rooms ライセンスサービスを購入された場合のみとなります。

※3 オーナー変更及びオーナーメールアドレス変更は、お客様にて実施願います。特に、オーナー様退職に伴うオーナー変更やオーナーメールアドレスが変更になる際には、メールアドレスが使用できなくなる前に変更の実施が必要となりますのでご注意願います。

(10) サービス基盤について

サービス提供時間について

本サービスは 24 時間 365 日利用が可能です。

※メンテナンス時間を除く

サービス基盤のメンテナンスについて

本サービスのクラウド基盤は ZM 社にて提供されます。

安定した稼動を維持するため、予告なくメンテナンスが発生する場合があります。

サービス基盤障害時の対応について

ZM 社提供のクラウド基盤にて障害が発生した場合は、ZM 社にてベストエフォートの対応を行います。クラウド基盤の障害については、弊社からお客様に障害発生の際度ご連絡をすることはありません。またクラウド基盤の変更・障害について、弊社はその責を負いません。

ZM 社クラウド基盤の障害状況については、ZM 社 (Zoom Service Status)を参照ください。

ZM 社 (Zoom Service Status) <https://www.zoomstatus.com>

・ソフトウェア四半期ライフサイクル ポリシーについて

ZM 社はセキュリティと機能の維持のため最低バージョン要件を 3 か月毎に設けています。

最低バージョン要件に準拠しない場合、正常に動作しない場合がございます。

詳細は ZM 社 (ソフトウェア四半期ライフサイクル ポリシー)を参照ください。

ZM 社 (ソフトウェア四半期ライフサイクル ポリシー)

https://support.zoom.com/hc/en/article?id=zm_kb&sysparm_article=KB0061130

● 除外事項

次の内容は本サービスに含まれないものとします。

- ① Zoom のクラウド基盤の障害に関する報告書作成
- ② お客様環境に起因する不具合、サービスの利用不可等の対応
- ③ 定例会議の出席、資料の作成
- ④ ソフトウェアバージョンアップ、リビジョンアップの適用作業
- ⑤ ソフトウェアバグに関する設定作業ならびに技術員の立ち会い

※本書に記載なき事項は別途協議とさせていただきます

● 免責事項

セキュリティーホール、バグ、ウィルス等による損害について

- ① 第三者の不正アクセスによりお客様が損害を被った場合において、弊社は責任を負わないものとします。
- ② ウィルス感染によりお客様が損害を被った場合において、弊社は責任を負わないものとします。

（11） お客様情報の取扱いについて

本サービスご利用時のお客様情報の保管先は、全て国内外に設置のサーバとなります。

NEC ネットエスアイ及び Zoom Communications, Inc.社にて取り扱うお客様情報について

- 氏名
 - メールアドレス
及びお客様の登録にコールアウト通話が含まれている場合には、
電話番号
 - パスワード
 - お客様会社名、管理者の氏名、位置情報
 - 各種ログ
 - 下記情報はサーバに記録されます
- ① IP アドレス、オペレーティングシステムのタイプとバージョン、クライアントバージョン、ネットワークパスを含む IP アドレス、インターネット接続の MAC アドレスなど。
 - ② 実行した会議日時、回数、基幹、データ量、ネットワーク接続、パフォーマンス情報（ログイン、クリック、インスタントメッセージ、連絡先、共有内容、通話、動画の使用、画面共有の使用有無）、その他の機能利用情報など、本サービスの利用状況に関する情報も自動的に記録されます。
 - ③ お客様の操作による使用中にアップロードした録画情報、インスタントメッセージ機能で送付した資料（設定を ON にしていた場合）

お客様情報保護の取組について

Zoom はお客様のプライバシーとセキュリティを最優先で取り扱っています。Zoom がデータを保護し、プライバシーを保護するためにどのようにリソースと機能を利用しているかご確認願います。

<https://explore.zoom.us/ja/privacy/>

個人情報の利用について

当社は、お客様情報のうち個人情報について次の目的の達成に必要な範囲でのみ利用するものとします。万一、利用目的の変更が必要となった場合、速やかにその旨を通知又は公表致します。

- ① 当社の商品やサービスの情報を、電子メール、電話、郵便等の手段でご案内するため
- ② 本サービス及び本サービスに関連するアフターサービスを提供するため
- ③ 本サービスに関するご要望やお問い合わせに対しお答えするため
- ④ 当社のサービスレベルの改善や新サービス開発などのマーケティング活動のため
- ⑤ キャンペーン・アンケート等を実施するため

お客様へ

ご利用者様に対し事前に下記内容を周知し、ご利用者様の同意を頂けるようお願い申し上げます。

■告知

本サービスご利用時のお客様情報の保管先は、全て国内外に設置のサーバとなります。
お客様情報には、前述の登録情報、会議主催者の操作による録画を行なった場合の録画データ、インスタントメッセージ機能で送信した資料が含まれます。
録画データはお客様にて消去されない場合、暫くはそのまま保管された状態となります。
サーバ設置先の当該国政府からデータ開示を強制された場合には、特にお知らせすることなく、当該国政府の開示要求に従い、登録情報、録画データが開示される場合があります。

（12） サポートデスクについて

本サービスにお問い合わせ窓口をご提供いたします。

- ① お問い合わせ内容は、動作の不具合及び使用方法に関する内容に限ります。周辺機器との切り分けはお客様にてお願いします（サポート対象外）。
- ② 受付時間は 24 時間、365 日とし、対応時間は平日 9:00～17:00（弊社営業日）
- ③ お問い合わせはメール及び電話とします。

お電話でのお問い合わせについては、当社所定のシステムにより一次受付を行います。一次受付で解決に至らない場合は、オペレーターによる対応（平日 9:00～17:00、当社営業日）へ引き継ぎ、必要に応じてメールまたはコールバックにてご連絡いたします。

※本システムには、AI 技術を用いた機能（以下「AI 機能」といいます。）が含まれるものがあります。AI 機能は、統計的傾向、過去データ、その他の情報に基づいて出力を行うものであり、その完全性、正確性、有用性を保証するものではありません。お客様は、AI 機能の出力結果に全面的に依拠することなく、自己の判断と責任において活用するものとし、AI 出力に基づく意思決定、判断、行動等によって生じた結果について、当社は一切の責任を負いません。

※受付方式・運用方法は、サービス運用の改善のため変更となる場合があります。

※本記載の電話一次受付（当社所定のシステム）による運用は、2026 年 4 月 6 日より適用されます。

- ④ お問い合わせに対する回答はベストエフォートとなり、回答見込み時間のお約束はできません。
- ⑤ お問い合わせは事前にご登録いただいたオーナー様からの問い合わせに限ります。
※オーナー様の代理人（お客様社内の Zoom 管理者様）からの問い合わせは可能です。
- ⑥ お問い合わせ連絡先のメールアドレス、電話番号についてはご契約後に連絡先をお知らせいたします。

メールでのお問い合わせの際は、下記テンプレートをご使用下さい。

電話でのお問い合わせの際には、Zoom に関するお問い合わせである事、お客様名、アカウント番号を、冒頭にご連絡お願いします。

<問合せテンプレート記載例>

件名	Zoom ライセンスサービス問合せ【2021/2/15 ○○株式会社】
本文	1. アカウント番号【必須】（不明な場合はオーナーメールアドレス）：98765432 2. 会社名【必須】：○○株式会社 3. お名前【必須】：会議 太郎 4. お問い合わせ内容【必須】：不具合 5. お問い合わせ詳細【必須】： ライセンス種別（Zoom ミーティング/Zoom Rooms/その他）：Zoom Rooms ミーティング開催日時：2026 年 2 月 1 日 AM11：50 ミーティング ID：XXX-XXX-XXX アプリケーションバージョン：v4.4.0

■サポート対象外となる一例（サポート対象外となるよくあるお問い合わせの一例）

- ・ Zoom API、及びサードパーティアプリケーションとの API 連携に関するお問い合わせ
- ・ 端末、NW 環境及び NW 品質（遅延、速度等）に依存するお問い合わせ
- ・ お客様側機器不良との切り分け対応
 端末でカメラ/マイク/スピーカーを認識しない/使えない/映らない/音がしない等
- ・ Bring Your Own Career 接続（PBX 連携）に関するお問い合わせ
- ・ CSS、FreeMaker 等のいわゆる HTML に関するお問い合わせ
- ・ Zoom クラウドミーティング以外の知識を必要とするお問い合わせ
- ・ 認証連携に関するお問い合わせ（シングルサインオンや認証サービスプロバイダの設定等）
- ・ ZM 社がお客様から直接申請を受け付ける内容（バニティ URL 等）に関するお問い合わせ
- ・ リモート/オンサイト等でのお打ち合わせへの参加
- ・ 事象発生時に電話等のリアルタイムでの対応

■ご購入いただいた営業窓口にお問い合わせいただきたい項目

- ・ ご契約に関するお問い合わせ
 契約内容のお問い合わせ、継続・解約のご連絡、見積依頼のご連絡、
ライセンス追加等増設対応依頼のご連絡
- ・ ご契約開始前のお問い合わせ
 無料トライアル関係全般、アクティベーションメールが来ない等のお問い合わせ
- ・ 現オーナーメールアドレスが利用不可となった場合の、オーナー変更のご依頼（ご依頼の際には、新オーナーのメールアドレスを送信者とした、現オーナー（メールアドレス）から新オーナー（メールアドレス）への変更を依頼する旨を記載した、依頼メールを合わせてご提出ください。

※記載内容例：

現オーナー退職により、メールアドレスが利用不可となった為、新オーナーのメールアドレスのユーザーへオーナーの変更を依頼します。

現オーナー：メールアドレス

新オーナー：メールアドレス

■個人情報の海外移転に関して

当社は、外国にある第三者に個人情報の取扱・保管等を委託することがあります。当社が個人情報を提供する委託先は、当該国の個人情報保護に関する法規制を遵守するほか、個人情報の保護が十分に図られるような措置を講じています。また、当社は当該委託先に対して必要かつ適切な監督を行います。

また、当社は、日本の個人情報保護法が求める措置に相当する措置(以下、相当措置といいます)を継続的に講ずるために必要な体制を整備していることを根拠に外国にある第三者に対し個人データを提供した場合には、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために講じている措置について、ご本人の求めに応じて、情報提供いたします。詳細については、当社窓口までお問い合わせください。

提供先の当該国とその安全管理措置については、下記記載のサイトを参照願います。

問合せ窓口業務：

インド (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/india_report.pdf)

マレーシア (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/malaysia_report.pdf)

Zoom に関しては、下記プライバシーポリシーを参照願います。

<https://explore.zoom.us/ja/privacy/>

(13) Zoom ライセンス種別について

■Zoom ライセンス種別

注) こちらに掲載の基本メニューおよびオプションライセンスの購入可否については営業窓口までご確認願います。

ライセンス名	内容	提供
ユーザーライセンス	ユーザー毎に割り当てるライセンスです。ミーティングのホストになるユーザー毎に必要なライセンスであり、パーソナルミーティング ID が付与されます	-
Zoom Workplace ベーシックライセンス	機能制限の付いた無償のライセンスです。 ※本サービスでは取扱い対象外 ※Zoom Workplace ベーシック（基本＝無料）ユーザー登録数には上限があります。	提供対象外
Zoom Workplace プロライセンス	1 ユーザーから申し込めるライセンスです。 追加購入は 1～8 ユーザーまで申し込み可能です。 ミーティング参加者 100 人までのミーティングのホストになれる、ベーシックライセンスよりも機能が拡充されます。 クラウド上にミーティングをプロライセンス数×10GB の録画容量まで録画することができます。録画容量を超えた場合は録画できません。また、録画ファイルの保持期間に制限はありません。 Whiteboard を利用することができます。 ユーザーあたり、同時編集可能なボード数は 3 画面まで利用できます。 Clips を利用することができます。ユーザーあたり、作成可能なクリップの制限はありません。	基本メニュー
Zoom Workplace ビジネス	新規導入時 10 ユーザーから申し込めるライセンスです。 追加購入は 1～39 ユーザーまで申し込み可能です。 ミーティング参加者 300 人までのミーティングのホストにな	

<p>ライセンス</p>	<p>れ、プロライセンスよりも機能が拡充されます。</p> <p>クラウド上にミーティングをビジネスライセンス数×10GBの録画容量まで録画することができます。録画容量を超えた場合は録画できません。また、録画ファイルの保持期間に制限はありません。</p> <p>Whiteboard を利用することができます。</p> <p>ユーザーあたり、同時編集可能なボード数の制限はありません。</p> <p>Clips を利用することができます。ユーザーあたり、作成可能なクリップの制限はありません。</p>
<p>Zoom エデュケーション ライセンス ※【重要】本 ライセンスは 2024年12月 7日をもって 新規販売終了 となりました。</p>	<p>新規導入時 20 ユーザーから申し込めるライセンスです。 追加購入は 1 ユーザーから申し込み可能です。</p> <p>ミーティング参加者 300 人までのミーティングのホストになれます。</p> <p>下記分類に適用されていることが必要です。</p> <p>① 営利を目的としない学校法人で、総務省の学校教育の中分類 81 の内、幼稚園(811)、小学校(812)、中学校(813)、高等学校/中等教育学校(814)、特別支援学校(815)、高等教育機関（大学、短大、高専）(816)に該当する教育機関様 ※日本標準職業分類 「https://www.soumu.go.jp/main_content/000290734.pdf」</p> <p>② 都道府県/市区町村の教育委員会 クラウド上にミーティングをビジネスライセンス数×0.5GBの録画容量まで録画することができます。録画容量を超えた場合は録画できません。また、録画ファイルの保持期間に制限はありません。</p>
<p>Zoom Workplace for エデュケーション School and Campus ライセンス</p>	<p>新規導入時 20 ユーザーから申し込めるライセンスです。 追加購入は 1 ユーザーから申し込み可能です。</p> <p>ミーティング参加者 300 人までのミーティングのホストになれます。</p> <p>下記分類に適用されていることが必要です。</p> <p>① 営利を目的としない学校法人で、総務省の学校教育の中分類 81 の内、幼稚園(811)、小学校(812)、中学校(813)、高等学校/中等教育学校(814)、特別支援学校(815)、高等教育機関（大学、短大、高専）(816)に該当する教育機関様 ※日本標準職業分類 「https://www.soumu.go.jp/main_content/000290734.pdf」</p> <p>② 都道府県/市区町村の教育委員会</p>

	<p>クラウド上にミーティングをビジネスライセンス数×0.5GBの録画容量まで録画することができます。録画容量を超えた場合は録画できません。また、録画ファイルの保持期間に制限はありません。</p>
<p>Zoom Workplace for エデュケーション エンタープライズ Essentials ライセンス（オプションライセンスバンドル型）</p>	<p>Whiteboard、翻訳版字幕、Clips を人数分利用することができます。</p> <p>ユーザーあたり、同時編集可能なボード数の制限はありません。</p> <p>全教職員に対して付与するライセンスです。 追加購入は1ユーザーから申し込み可能です。 ミーティング参加者 500 人までのミーティングのホストになれます。</p> <p>下記分類に適用されていることが必要です。</p> <p>① 営利を目的としない学校法人で、総務省の学校教育の中分類 81の内、幼稚園(811)、小学校(812)、中学校(813)、高等学校/中等教育学校(814)、特別支援学校(815)、高等教育機関（大学、短大、高専）(816)に該当する教育機関様 ※日本標準職業分類 「https://www.soumu.go.jp/main_content/000290734.pdf」</p> <p>② 都道府県/市区町村の教育委員会</p> <p>クラウド上にミーティングをビジネスライセンス数×10GBの録画容量まで録画することができます。録画容量を超えた場合は録画できません。また、録画ファイルの保持期間に制限はありません。</p> <p>Whiteboard、ワークスペース予約、翻訳版字幕、Clips を人数分利用することができます。</p> <p>ユーザーあたり、同時編集可能なボード数の制限はありません。</p> <p>ZoomRooms ライセンスおよびCR コネクタをご利用数の1:25分利用することができます。 例)100 ライセンスに対して 4 ライセンス付与</p>
<p>Zoom エンタープライズ ネームドホスト ライセンス ※【重要】本ライセンスは2024年12月7日をもって</p>	<p>新規購入時 50 ユーザーから申し込めるライセンスです。 追加購入は1~2449 ユーザーまで申し込み可能です。 ミーティング参加者 500 人までのミーティングのホストになれ、ビジネスライセンスよりも機能が拡充されます。 ウェビナー500人参加ライセンスが本ライセンス数分バンドルされます。</p> <p>クラウド上にミーティングを録画することができます。 録画容量の制限はありません。また、録画ファイルの保持期間に制限はありません。</p>

<p>新規販売終了となりました。</p>	<p>Whiteboard を利用することができます。 ユーザーあたり、同時編集可能なボード数の制限はありません。 エンタープライズライセンスにおいてユーザー数が 50 を下回った場合、ビジネスライセンスへダウングレードとなります。</p>	
<p>Zoom Workplace エンタープライズ Essentials ライセンス（オプションライセンスバンドル型）</p>	<p>新規購入時 50 ユーザーから申し込めるライセンスです。 追加購入は 1~24999 ユーザーまで申し込み可能です。 ミーティング参加者 500 人までのミーティングのホストになれる、ビジネスライセンスよりも機能が拡充されます。 ウェビナー500人参加ライセンスが本ライセンス数分バンドルされます。</p> <p>クラウド上にミーティングを録画することができます。 録画容量の制限はありません。また、録画ファイルの保持期間に制限はありません。</p> <p>Whiteboard、ワークスペース予約、翻訳版字幕、Clips を人数分利用することができます。 ユーザーあたり、同時編集可能なボード数の制限はありません。</p> <p>ZoomRooms ライセンスおよび CR コネクタをご利用数の 1:25 分利用することができます。 例)100 ライセンスに対して 4 ライセンス付与</p> <p>ユーザー数が 50 を下回った場合、ビジネスライセンスへダウングレードとなります。</p>	

ライセンス名	内容	提供
アドオンライセンス	基本メニューにアドオン可能なライセンスです。	
Zoom Rooms ライセンス	会議室毎に必要なライセンスです。ルームのパーソナルミーティング ID が付与されます。	オプションライセンスサービス
Zoom H.323/SIP ルームコネクタライセンス	H.323/SIP 対応 TV 会議システムと接続するためのライセンスです。同時接続する TV 会議システムのエンドポイント台数分のご契約が必要となります。	
Zoom ウェビナーライセンス	大規模なウェブミーティング機能をご利用になるためのライセンスです。 注) ご利用いただくにはアカウント内の管理者権限移譲のユーザー様にてご利用いただく対象ユーザー様へ割り当ていただく必要があります。	
Zoom 大規模ミーティングラ	ミーティング参加者を最大 500 人または最大 1000 人まで拡張できます。注) ご利用いただくにはアカウント内の管理者	

イセンス	権限移譲のユーザー様にてご利用いただく対象ユーザー様へ割り当てていただく必要があります。
Zoom クラウド録画容量拡張ライセンス ※	<p>Zoom Workplace ビジネス/Zoom エデュケーションライセンスにおいて、録画容量を超えて使用したい場合、クラウド上の録画容量を 200GB、1TB、5TB の単位で拡張することができます。※ご契約の録画容量を超過した場合、下記のとおり購入いただきます。</p> <p>① 一度でも契約容量を超過した場合、ご契約中の録画容量拡張ライセンスよりも上位の録画容量拡張ライセンスの購入が必要となります。 (例：200GB をご契約中に利用量が上限容量を越えた場合、上位 1TBGB 以上を追加購入。200GB→1TB。200GB×2 不可、200GB+1TB=1200GB ではなく、拡張容量が+1TB 分拡張されます)</p> <p>② 契約期間の途中で超過した場合、ご契約中の録画容量拡張ライセンスよりも上位の録画容量拡張ライセンスの購入が必要となります。 (例：200GB→1TB、1TB→5TB)</p> <p>③ 超過月の翌々月 1 日が契約の更新時と重なる場合、継続利用開始日に合わせ、ご契約中よりも上位容量拡張ライセンスを年額分購入いただきます。</p> <p>④ 継続購入期限(60 日以上前)を過ぎた場合、録画容量を減らす、追加前の容量に戻す、または解約することはできません。引き続き 1 年間継続購入いただきます。</p> <p>追加購入を望まれない場合は、契約容量を超過する前に超過分の録画データを削除するか、クラウド上からローカルフォルダーに移動してください。ご利用中の録画容量は適時お客様にてご確認ください。</p>
ワークスペース予約	Zoom 上でオフィスの座席予約やスペース予約が行える機能です。
翻訳版字幕	日本語を含む多言語に対応した翻訳機能つきリアルタイム文字起こし（字幕）
Zoom Clips プラス	短編ビデオを簡単にレコーディング、編集、共有できます。無制限に作成することができます。

<p>Zoom Events/Webinar Plus ※2025年8月より、Sessionsは、Webinar Plusに名称変更されました。</p>	<p>バーチャル イベント プラットフォーム</p> <p>1) Pay Per Attendee (出席者数課金型、消費型チケット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・断続的なイベントや1回限りの大規模イベント向け ・サービス開始から12か月間を有効期間とし、期間内で購入チケットを消費します。複数回に分けてのイベント開催可能。 ・基本ミーティングライセンスの契約期間途中でサービス開始した場合、その時点から12か月間を有効期間とする。ただし、基本ミーティングライセンスが解約された時点でサービス無効となります(残期間分は削除されます)。 ・追加チケットは最低600～ ・ご契約のチケット数を超過した場合、1チケット単位で従量課金となり、追加費用が発生します。 <p>2) Unlimited (年間ライセンス型/回数無制限型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間を通して制限なく開催可能なプラン ・Zoom Webinar が利用可能(ご購入のイベント最大定員と同数) ・購入チケット数を追加する場合、上記階層に変更が必要(例: 1000購入+1000追加 => 3000に変更) ・無償/有償型イベントの選択も可能。ただし、有償イベントはイベント主催者とイベント参加者間で契約が締結されるものであり、ZM社および弊社(その他販売店)いずれも、いかなるトラブル、損失については一切責任を負いません。 <p>ZoomEvents ホスト利用規定 https://explore.zoom.us/ja/zoom_events_host_tou/ イベント参加者利用規約 https://explore.zoom.us/ja/event_participant_tou/</p>
<p>Zoom Revenue Accelerator</p>	<p>営業向け AI 型会話インテリジェンス ソリューション (旧名: Zoom IQ for sales)</p>
<p>WhiteboardPlus</p>	<p>オンライン上のホワイトボード機能 従来のホワイトボード機能に加え、クラウドストレージが無制限、高度な機能付き(カスタムテンプレート、組織向けテンプレート、サードパーティ連携など)</p>
<p>Scheduler</p>	<p>Zoom Meeting のスケジュールを作成する拡張機能</p>

別紙 1. Zoom サービス利用開始日

Zoom サービス開始日	
4月1日	
5月1日	
6月1日	
7月1日	
8月1日	
9月1日	
10月1日	
11月1日	
12月1日	
1月1日	または1月7日 注1)
2月1日	
3月1日	

注1) 新規 Zoom Workplace プロライセンス申込のみ、7日サービス開始とさせていただきます。

※サービス開始日に変更がある場合は事前に通知いたします。

Zoom ライセンスサービス（期間利用権）

サービス利用ガイド

Copyright(c) 2021 NEC Networks&System Integration Corporation

2026年3月

NEC ネットエスアイ株式会社

（禁無断複製）